

家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和4年6月21日付4都環公地温第695号
(改正) 令和4年9月1日付都環公地温第1309号
(改正) 令和5年1月27日付都環公地温第2661号
(改正) 令和5年5月19日付都環公地温第834号
(改正) 令和6年5月17日付都環公地温第1122号

(目的)

第1条 本交付要綱は、家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する「家庭における蓄電池導入促進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

2 本交付要綱においては、領収書その他の当該助成対象機器の購入の事実を証する書類に記載された領収日を、当該助成対象機器の設置に係る支払が完了した日とし、これを助成対象機器の設置日とみなす。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者であって、第5条に規定する助成対象事業を実施し、及び次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 次条に規定する助成対象機器を所有し、当該助成対象機器を東京都内（以下「都内」という。）の住宅に設置する個人又は法人

イ 次条に規定する助成対象機器を、都内の住宅で使用する者と直接当該機器のリース等契約を締結し、貸与する事業者（以下「機器貸与者」という。）

二 次条に規定する助成対象機器を設置する都内の住宅（以下「助成対象住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあつては、次条に規定する助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

三 次条に規定する助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない者であること。

四 公社に対し、第12条に規定する交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意する者であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者としなない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - 四 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（助成対象）

第4条 本助成金の交付対象となる助成対象は、実施要綱第4 2に規定するものであって、都又は公社の他の同種の助成金等の交付を受けておらず、かつ、次の各号に掲げる助成対象の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

一 蓄電池システム

ア 国が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

イ 当該助成対象機器により供給される電気を、助成対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

二 エネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器

エネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器は、都内の住宅に設置された蓄電池システムに併設する通信装置、制御装置、専用モニター装置、計測装置、センサー等の都登録AG（家庭）がデマンドレスポンス実証（以下「DR実証」という。）をするために必要な設備であること。

三 リフォーム瑕疵保険等

ア 助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。

イ 保険加入者は、助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

（助成対象事業）

第5条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

一 助成対象機器の設置

ア 令和4年4月1日から令和11年3月30日までの間に助成対象機器を設置すること。

イ 助成対象者が第3条第1項第一号イに該当する場合には、リース等の契約において助成金額分が控除されていること。

ウ 助成対象者が電力販売事業者（都内の住宅に、太陽光発電システムを自らの負担で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売する者）に該当する場合には、電力販売に係る契約において助成金額分が控除されていること。

二 DR実証

助成対象者が、DR実証に参加する場合にあっては、次の全ての要件を満たすこと。

- ア 「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱（令和6年4月25日付6都環公地温第634号）」において登録及び公表されている都登録家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」という。）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG（家庭）が助成対象機器を対象に、遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御（又は自動制御）により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のDR及び年間10日以上DRを行うことができるDR実証の契約を締結すること。
- イ DR実証の契約に基づき、当該都登録AG（家庭）が助成対象機器を対象にDR実証を行うことに協力すること。また、DR実証の実施後に、当該都登録AG（家庭）が実施するアンケートに協力すること。
- ウ 助成対象機器を設置した住宅における電力データ、助成対象機器の稼働状況データ等を、都登録AG（家庭）に提供すること。また、都登録AG（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）を踏まえ、DRの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること。
- エ 設置する助成対象機器は、当該都登録AG（家庭）のDR対象機器、エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器であること。
- オ 当該都登録AG（家庭）が代行で本事業の申請手続きを行うことに同意し、委任状を公社に提出すること。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4-3に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第12条による交付申請を行うための第8条の規定による事前申込（事業の効果的な実施を図るため、交付決定の通知を受ける前に当該事業を実施する際、助成対象者があらかじめ公社が定める方法により届け出ることをいう。以下「事前申込」という。）を公社が受け付けた日以降に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約若しくはリフォーム瑕疵保険の契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前申込の受付日より前に契約締結又は契約締結及び工事（以下「契約締結等」という。）をしたものであっても、以下の表に掲げる期間において、契約締結等をしたものについては助成対象経費に含まれるものとする。

契約締結等をした日
令和5年4月1日から同年6月30日までの間
令和6年4月1日から同年6月30日までの間

- 3 本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費を除く。

（助成金の交付額）

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-4に定めるとおりとする。なお、実施要綱第4-2の助成対象に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の事前申込)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約及びリフォーム瑕疵保険等の契約を締結する前に事前申込書、見積書及び誓約書を提出し、事前申込を行うものとする。ただし、以下の表に掲げる各期間に契約締結等をし、かつ、各期間に応じて定める日までに事前申込をした場合については、契約締結後の事前申込を認めるものとする。

契約締結等をした日	事前申込の受付期限
令和5年4月1日から同年6月30日までの間	令和6年9月30日
令和6年4月1日から同年6月30日までの間	令和7年3月31日

- 2 公社は、前項の事前申込を受け付けたときは、その旨を事前申込を行った者（以下「事前申込者」という。）に通知するものとする。
- 3 第1項の事前申込において、当該事前申込の事前申込受付日から1年以内（以下「事前申込有効期限」という。）に第12条による交付申請が行われなかった事前申込については、当該事前申込を無効とするものとする。ただし、天災地変その他事前申込者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定による事前申込において、機器貸与者又は電力販売事業者（以下「機器貸与者等」という。）が交付申請を行う予定の場合にあっては、当該機器貸与者等は、機器貸与者から当該助成対象機器を貸与されて使用する若しくは電力販売事業者から電気を購入する個人又は法人（以下「機器使用者等」という。）と共同で事前申込を行わなければならない。
- 5 機器貸与者等は、第9条、第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者等と共同で手続を行わなければならない。
- 6 第1項の規定による助成金の事前申込の受付期間は、公社が別に定める期間とする。ただし、実施要綱第4 4(1)四又は(2)による助成金の事前申込の受付は、令和7年12月22日までとする。
- 7 第1項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する助成対象者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(事前申込の廃止の報告)

第9条 事前申込者は、事前申込を廃止することができる。

(一般承継による事前申込者の地位の承継)

第10条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により事前申込者の地位の承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者(事前申込者)」という。）は、一般承継による事前申込者の地位承継届出書（第1号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社が第1項の届出書を受理した場合、本要綱上「事前申込者」とあるのは「一般承継事業者(事前申込者)」と読み替えて、各規定を適用する。

(契約等による事前申込者の地位の承継)

第 11 条 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による事前申込者の地位承継承認申請書（第 2 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、契約等による事前申込者の地位承継承認通知書（第 3 号様式）により、不承認とする場合にあっては事前申込者の地位承継不承認通知書（第 4 号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 前項において、公社が契約等による事前申込者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により事前申込者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本要綱上「事前申込者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(本助成金の交付申請)

第 12 条 事前申込を行い、本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「交付申請者」という。）は、公社が別に定める日から次の各号に掲げるいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（第 5 号様式）及び別表 1 に掲げる書類(以下これらを「助成金交付申請書等」という。)を提出し、交付申請を行うものとする。

一 事前申込有効期限

二 令和 11 年 3 月 30 日（実施要綱第 4 4 (1)四又は(2)による助成金の交付申請は、令和 8 年 12 月 22 日)

2 前項の規定による提出について、天災地変その他交付申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

3 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が第 1 項の規定により交付申請をした助成対象者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に交付申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回されたものとみなす。

4 第 1 項の規定による交付申請において、機器貸与者等が交付申請者となる予定の場合にあっては、当該機器貸与者等は、機器使用者等と共同で交付申請を行わなければならない。

5 機器貸与者等は、第 17 条第 1 項、第 20 条、第 21 条第 1 項、同条第 2 項、第 22 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者等と共同で手続を行わなければならない。

6 過去に都及び公社の助成金の交付を受けている蓄電池システムについて、重複して交付申請を受理することはできない。

(手続代行者)

第 13 条 助成対象者は、第 8 条第 1 項の規定による事前申込又は第 12 条第 1 項の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対し依頼することができる。

2 実施要項第 4 4 (1) 四又は (2) の助成金の交付を受けようとする助成対象者は、都登録 AG (家庭) に対して、本補助金の交付申請等の一切の手続きの代行を依頼しなければならない。

なお、当該代行の依頼は、「家庭における蓄電池導入促進事業」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状（第 5 号様式の 2）」（以下、「委任状」という。）に

両者の署名（自著）又は記名、押印により合意を締結するものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
- 4 助成対象者は、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第17条第2項、第20条、第21条第1項及び第2項、第22条第1項及び第24条第2項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項及び第2項と同様に、手続代行者に手続の代行を依頼することができる。

（手続代行者の責務）

- 第14条 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 2 手続代行者は、第34条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。
 - 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定及び交付額の確定）

- 第15条 公社は、第12条の規定による本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受けたときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。
- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）（第6号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第7号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

- 第16条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 令和11年3月30日までに助成対象機器を設置すること。
 - 二 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。
また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 三 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 四 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。
 - 五 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定す

る期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

六 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

七 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

八 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

九 助成事業者は、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。

十 助成事業者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて、都又は公社から協力の依頼があった場合には、当該協力依頼に応じること。

2 独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人にあつては、本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、都又は公社から要請があった場合には、実施しなければならない。

3 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前2項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第17条 助成事業者は、第15条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができる。

2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、助成金交付申請撤回届出書（第8号様式）を公社に提出するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第18条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（助成金の支払）

第19条 公社は、第15条第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに当該確定に係る助成事業者に対し本助成金を支払うものとする。

（助成事業者情報の変更に伴う届出）

第20条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所を、法人及び管理組合にあつては名称、代表

者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（第9号様式）を提出しなければならない。

（一般承継による助成事業者の地位の承継）

- 第21条 相続、法人の合併又は分割（以下「一般承継」という。）により助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第10号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。
- 2 一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとししない者（以下「辞退者」という。）は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書（第11号様式）を公社に提出しなければならない。
 - 3 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 4 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成26年4月1日付26都環総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
 - 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
 - 7 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

（契約等による助成事業者の地位の承継）

- 第22条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第12号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、契約等による助成事業者の地位承継承認通知書（第13号様式）により、不承認とする場合にあっては契約等による助成事業者の地位承継不承認通知書（第14号様式）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 前項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）に移転するものとし、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
 - 4 住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、承継者がこの内容に反することがないよう、公社の求め

に応じ、協力しなければならない。

(財産の管理)

第 23 条 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(処分の制限)

第 24 条 助成事業者は、助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、助成対象機器の設置の日から別表 2 に定める処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第 15 号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、第 19 条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。
- 4 公社は、第 19 条に基づき本助成金が支払われた後において、第 2 項の申請を受けたときは、助成事業者に対し、算出金を請求するものとする。
- 5 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに助成事業者に承認を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 25 条 公社は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

(不正手続き等に対する措置)

第25条の2 公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下本条において「助成事業者等」という。）が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成事業者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、助成事業者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該助成事業者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして

本条を適用する。

- 一 第 15 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求及び第 27 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

- 第 26 条 公社は、助成事業者に対し、第 25 条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、実施要綱第 4 4 及び本交付要綱第 7 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
 - 3 助成事業者は、前 2 項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 16 号様式)を提出しなければならない。
 - 5 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 28 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

- 第 27 条 公社は、第 25 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第 28 条 公社は、助成事業者に対し、第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 29 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

第 30 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 助成事業者は、前項の書類について、第12条に規定する助成金交付申請書等を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかななければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第 31 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の助成対象機器が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 32 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者（交付申請者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う蓄電池等の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 34 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第8条第1項の規定に基づく本助成金の事前申込
 - 二 第9条の規定に基づく事前申込の廃止の報告
 - 三 第10条第1項の規定に基づく一般承継による事前申込者の地位承継の届出
 - 四 第11条第1項の規定に基づく契約等による事前申込者の地位承継の申請
 - 五 第12条の規定に基づく本助成金の交付の申請等
 - 六 第13条第1項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
 - 七 第17条第2項の規定に基づく申請の撤回の届出
 - 八 第20条の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
 - 九 第21条第1項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継の届出
 - 十 第21条第2項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継辞退の申請
 - 十一 第22条第1項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認申請
 - 十二 第24条第2項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請
 - 十三 第26条第4項の規定に基づく助成金の返還の報告
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第35条 次の各号に掲げる本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 一 第8条第2項の規定に基づく事前申込を受け付けた旨の通知
 - 二 第11条第2項の規定に基づく契約等による事前申込者の地位承継の承認又は不承認に関する通知
 - 三 第15条第2項の規定に基づく本助成金の交付決定又は不交付決定に関する通知
 - 四 第18条の規定に基づく事情変更による交付決定の取消し等に関する通知
 - 五 第21条第3項又は第6項の規定に基づく助成事業者の地位承継辞退の承認に関する通知及び同条第4項の規定に基づく算出金の請求に関する通知
 - 六 第22条第2項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認又は不承認に関する通知
 - 七 第24条第3項又は第6項の規定に基づく取得財産等の処分の承認に関する通知及び同条第4項の規定に基づく算出金の請求に関する通知
 - 八 第25条第2項の規定に基づく交付決定の取消しに関する通知
 - 九 第26条第1項又は第2項の規定に基づく本助成金の返還請求に関する通知
 - 十 第27条第1項の規定に基づく違約加算金の請求に関する通知
 - 十一 第28条第1項の規定に基づく延滞金の請求に関する通知
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達

したものとみなす。

- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第36条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附則（令和4年6月21日付4都環公地温第695号）

本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附則（令和4年9月1日付4都環公地温第1309号）

本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

附則（令和5年1月27日付4都環公地温第2661号）

- 1 本交付要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第695号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1309号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第8条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第6条第1項の規定については、旧交付手続等にも適用するものとする。
- 3 旧交付手続等のうち、令和5年1月30日までに申請のあった旧要綱第20条第1項の規定による助成事業の廃止の申請については、前項の規定にかかわらず、本交付要綱の施行日以降は旧要綱第20条第3項の規定は適用しない。

附則（令和5年5月17日付5都環公地温第834号）

- 1 本交付要綱は、令和5年5月29日から施行する。ただし、交付申請に係る規定は、令和5年6月30日から施行する。
- 2 令和5年3月31日までに旧要綱（令和4年6月21日付4都環公地温第695号による制定から令和5年1月27日付都環公地温第2661号による改正までの全ての家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱をいう。以下同じ。）第8条に基づいて交付申請をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「旧交付手続等」という。）への家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月17日付6都環公地温第1122号）

- 1 本交付要綱は、令和6年5月17日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に令和6年5月17日付6都環公地温第1122号による改正前の家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱第8条に基づいて事前申込をした者に対する本助成金の交付に関する必要な手続等（以下「令和5年度交付手続等」という。）への家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本交付要綱第8条、第12条第1項及び第25条の2の規定については、令和5年度交付手続等にも適用するものとする。

【別表1】(交付申請)

	必要書類	申請者種別		備考
		個人・法人		
		個人	法人・リース事業者等	
1	交付申請兼実績報告書	○	○	
2	助成申請者(個人)本人確認書類	○	○※	<p>運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ</p> <p>※リース事業者の場合、使用者の本人確認書類を提出すること。</p>
3	助成申請者(法人)実在証明書類		○※	<p>商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ</p> <p>※リース事業者の場合、使用者の実在証明書類を提出すること。</p>
4	計算シート	○	○	
5	助成対象機器の売買等契約書(写し)	○	○	
6	助成対象機器のリース等の契約証明書類		○※	※リース事業者又は電力販売事業者の場合のみ提出すること。
7	家庭における蓄電池導入促進事業助成金に係る覚書		○※	※リース事業者又は電力販売事業者の場合のみ提出すること。
8	助成対象機器の領収書(写し)・領収書の内訳	○	○	
9	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書	○※	○※	※国及び他の補助金に申請した場合に限る。
10	設置機器が新品かつ未使用品であることの証明	○	○	設置機器が新品かつ未使用品であることの証明の提出が困

				難な場合は、「助成対象機器の保証書（写し）」を提出すること。
11	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	
12	設置機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	
13	太陽光発電システムの設置を確認できる書類	○※	○※	<p>接続契約のご案内（写し）、電力会社の買取明細書、保証書（写し）等</p> <p>交付申請兼実績報告日の 180 日以内に発行された書類であること。</p> <p>※6. 34kWh 以上の蓄電池システムが導入される住宅に、実施要綱第 4 4 (1) 三に掲げる要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池システムの導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合に限る。</p>
14	デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状	○※	○※	※実施要綱第 4 4 (1) 四又は (2) による助成金を受けようとする場合に限る。
15	デマンドレスポンス実証に参加する場合の契約書の写し	○※	○※	※実施要綱第 4 4 (1) 四又は (2) による助成金を受けようとする場合に限る。
16	リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券又は付保証明書の写し	○※	○※	※実施要綱第 4 4 (3) による助成金を受けようとする場合に限る。
17	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	公社の指示に従い提出すること。

別表 2

区分	処分制限期間
蓄電池システム	6 年
エネルギーマネジメント機器及び I o T 関連機器	5 年